平成２５年（再イ）第１号
秋田県大仙市小貫高畑字曽四川３番地５
再生債務者　煙山　　徹
1　決議に付する再生計画案　平成25年６月３日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月16日まで
平成25年６月18日　秋田地方裁判所大曲支部
平成２５年（再イ）第２号
静岡県富士市今泉2431番地の10
再生債務者　古橋　朗光
1　決議に付する再生計画案　平成25年６月13日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月16日まで
平成25年６月18日
静岡地方裁判所富士支部破産係
平成２５年（再イ）第２０号
京都市東山区大和大路通四条下る４丁目東入小松町564番地38　第七パールハイツ安井103号
再生債務者　小池　聡貴
1　決議に付する再生計画案　平成25年６月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月16日まで
平成25年６月18日
京都地方裁判所第５民事部再生係
平成２５年（再イ）第６５号
大阪市城東区関目１丁目17番７号、前住所大阪市旭区高殿２丁目18番13―408号
再生債務者　永田麻理子
1　決議に付する再生計画案　平成25年６月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月16日まで
平成25年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（再イ）第８５号
大阪市北区中津２丁目９番48―604号
再生債務者　関　　春夏
1　決議に付する再生計画案　平成25年６月11日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月16日まで
平成25年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（再イ）第１５３号
和歌山市平井102番地の３、開始決定時の住所大阪府東大阪市御厨栄町２丁目18番９号
再生債務者　中島　義人
1　決議に付する再生計画案　平成25年６月13日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月16日まで
平成25年６月18日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（再イ）第１５７号
大阪市北区天満２丁目８番１―803号
再生債務者　小西　正博
1　決議に付する再生計画案　平成25年６月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月16日まで
平成25年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（再イ）第１６４号
大阪府池田市槻木町３番６号
再生債務者　安部　竜太
1　決議に付する再生計画案　平成25年６月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月16日まで
平成25年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（再イ）第２１号
香川県高松市多肥上町1795番地６
再生債務者　頼富　淳二
1　決議に付する再生計画案　平成25年５月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年７月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月16日まで
平成25年６月18日
高松地方裁判所破産・再生係
平成２５年（再イ）第１号
愛媛県今治市高市甲72番地５
再生債務者　金子　準一
1　決議に付する再生計画案　平成25年６月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年７月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月16日まで
平成25年６月18日　松山地方裁判所今治支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第２１号
茨城県日立市末広町５丁目13番１―305号
再生債務者　山下　芳雄
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年３月12日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年６月18日　水戸地方裁判所日立支部
平成２０年（再イ）第１０５号
茨城県笠間市下市毛887番地５
再生債務者　薗部　正行
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年６月４日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年６月18日　水戸地方裁判所
平成２１年（再イ）第８号
沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊3250番地
再生債務者　安次富博也
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成22年５月12日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年６月14日　那覇地方裁判所名護支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第７４号
仙台市泉区住吉台西３丁目16番地の９
再生債務者　先崎　雅和
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年６月17日
仙台地方裁判所第４民事部
平成２４年（再イ）第１０４号
東京都八王子市暁町３丁目19番18号
再生債務者　有賀　高之
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成25年６月18日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

小規模個人再生による免責決定

平成２５年（モ）第９号
北海道中川郡幕別町旭町18番地の８、認可決定時の住所北海道中川郡幕別町字軍岡71番地
再生債務者　扇谷　洋亘
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成25年６月18日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再口）第５号
埼玉県川越市砂新田６丁目４番地９
再生債務者　藤崎　裕行
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月５日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月19日から平成25年７月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２５年（再口）第７号
千葉県八千代市大和田新田1000番地３　グリーンシャトレー108号
再生債務者　森子　和之
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月８日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月22日から平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２５年（再口）第１００４６号
東京都足立区舎人５―13―26―201
再生債務者　今井　健雄
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月12日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月26日から平成25年８月16日まで
東京地方裁判所民事第20部